

## 第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	地域療育センターあおば（2回目受審）
経営主体(法人等)	社会福祉法人十愛療育会
対象サービス	横浜市地域療育センター
事業所住所等	〒225-0022 横浜市青葉区黒須田34-1
設立年月日	平成19年4月1日
評価実施期間	平成28年6月 ～ 28年10月
公表年月	平成29年1月
評価機関名	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま
評価項目	横浜市版
<b>総合評価（事業所の特色や努力、工夫していること、事業者が課題と考えていること等）</b>	
<p><b>【センターの概要】</b></p> <p><b>【施設】</b></p> <p>地域療育センターあおばは、東急田園都市線・横浜市営地下鉄「あざみ野」駅からバスで約15分、「大場子の神」停留所下車、徒歩約2分の住宅地の中にあり、隣接して横浜市立黒須田小学校が建っています。社会福祉法人十愛療育会により、平成19年（2007年）2月に相談事業・診療所、同4月に知的障害児通園施設（現児童発達支援センター）・肢体不自由児通園施設（現医療型児童発達支援センター）を開始しました。さらに、平成23年（2011年）から、主に知的障害を伴わない発達障害のある児童を対象とした児童デイサービス事業（現 児童発達支援事業所）を開始しています。担当地域は、青葉区です。</p> <p>施設の建物は、鉄筋コンクリート造、3階建てで、1階および2階は、療育室（13室）・集団指導室（2室）・訓練室など、3階は、診察室・検査室などとなっています。1階の療育室外側に園庭があるほか、3階に屋上園庭があります。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療部門：診療、個別療法、集団療育（外来グループ療育）</li> <li>・ 通園部門：児童発達支援センター（定員60名）、医療型児童発達支援センター（定員30名）</li> <li>・ こども支援室（こだち）：児童発達支援事業（集団療育コース（定員48名）、個別療育コース）</li> <li>・ 相談部門：センター利用の初相談、子どもの生活全般の相談、地域関係機関への巡回訪問・支援など</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">* 開所日は、月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日、夏休みなどを除く）です</p> <p><b>【理念・基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の基本理念：横浜市における障害医療・福祉の中核となるよう専門性を高め、その持てる機能を広く地域に提供し、障害児とその家族がより安心して快適な生活を送れるよう支援します。</li> <li>・ センターの方針：             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもたちのいま「あるがまま」を認め寄り添い、さらにより良く生きるための関わりを育てていきます。</li> <li>・ 子どもたちが地域の文化に歩み寄ることを援助し、地域社会も少数派である子どもたちに歩み寄ることを支援します。</li> <li>・ 子どもたちと家族や、地域の人々の笑顔を大切に、笑顔で支援していきます。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【センター利用の基本的な流れ】</b></p> <p>センターを利用する場合の基本的な流れは、次のようになっています。0歳から小学校期までの児童を対象（ただし通園施設利用は就学前まで）としています。（子どもの状況により、さまざまなケースがあります）</p>	

- 相談 → 継続 終了
- 初診
- 評価
  - カンファレンス(プラン確認)
  - 初再診(医師による説明)
  - 個別サービス 小集団サービス(サービス提供)

#### ◆ 高く評価できる点

##### 1、一人一人の子どもに適した支援を実施しています

診察の結果をもとに、保護者の意向なども踏まえ、一人一人の子どもの支援計画を作成し、それに基づいて、診療部門・通園部門・こども支援室・相談部門が連携して、それぞれの子どもに適した支援をしています。利用者が多い通園施設では、年齢・障がいの種別・発達の状況などを勘案し、10教室(16クラス)体制としています。1クラスは、子ども6-7名で、週5日、週3日、週2日などの通園日数に分かれ、親子通園日・単独通園日などの組み合わせがあります。

クラス内では、活動に応じた高さの衝立で仕切ってコーナーを作ったり、一日の流れを絵で示したり、子どもたちが落ち着いて過ごせるよう工夫しています。また、その日に利用する子どもの状況に応じて、室内のレイアウトを変更したり、教材、遊具などを入れ替える工夫をしています。

日々のプログラムの中で、職員は子どもの発言をじっくりと聴くよう努めているほか、子どもの態度や仕草などから、子どもの思いをくみ取るようにしています。また、コミュニケーションボードを使い、絵や文字など用いて示し、反応を見ながら子どもたちの気持ちを受け止めています。

急がせることはなく、できるまでじっと待ったり、ちょっとヒントを与えたりして、子どもが達成感を得られるよう支援しています。

##### 2、保護者への支援が充実しています

センター利用の保護者を対象に、療育講座「あおば講座」を開いています。開催日時を年度初めに公開し、保護者が予定を立てやすくしています。テーマは、保護者のニーズを踏まえ、それぞれの子どもの障がいの状況や発達段階などに対応したものとなるようにしています。また、就学時などの申し送りの資料となるサポートブックを、保護者自身が作成できるように、サポートブックの作り方を示したガイドブックの配布や、勉強会などを開催しています。小学校や幼稚園・保育所などへ移行するなど、センター利用終了後も見据えた支援をしています。ほかに、通園部門では、保護者勉強会、家族参観、個別面談などがあります。また、保護者会があり、親同士で情報交換できる場ともなっています。

#### ◆ 独自に取り組んでいる点

##### 1、土曜診療日を設けています

開所日は、原則、月曜日から金曜日ですが、月1回、土曜日に診療日を設け、初診待ちの期間短縮や、平日に休みが取りにくい保護者へ配慮しています。また、保護者相談継続や初診を待っている児童や保護者を対象とした「あおばであそぼ」(自由遊びの場と相談の場)を同時に開催しています。

#### ◆ さらなる工夫が望まれる点

##### 1、「チームあおば」への具体的取り組み

通園部門、診療部門、相談部門、こども支援室など、それぞれで様々な会議を開くとともに、一人一人の子どもや保護者に適した支援となるように、部門間の情報交換も密に行っています。しかし、各部門の専門性が高い故に、職員が他の部門の業務の内容や、センター全体の取り組み状況などを、十分に把握することは、非常に難しいと思われます。職員が、事業方針にある「チームあおば」を意識し、各自の専門性を活かしながら、全体観を持って仕事を遂行していくようにするための具体的方策を検討することが期待されます。

##### 2、地域生活への支援

センターに集まってくる地域資源の情報を掲示するなど、子どもやその家族に知らせていて、利用の相談があったときは対応しています。さらに、地域資源の活用を積極的に促進し、子どもとその家族が、地域とつながり、快適な生活を送れるように支援することが期待されます。

### 評価領域ごとの特記事項

#### 1.人権の尊重

- 法人の基本理念である、「横浜市における障害医療・福祉の中核となるよう専門性を高め、その持てる機能を広く地域に提供し、障害児者とその家族がより安心して快適な生活を送れるよう支援する」に基づき、センターの運営方針を定めています。
- 子ども的人格を辱めたり、自尊心を傷つけるような言動を行ってはならないことは、CAPS委員会（子どもへの不適切な養育対策委員会）にて話し合うとともに、全職員に「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」を配布して周知徹底されています。
- 虐待の定義については、全体会議で、職務マナーの中で取り上げ、全職員に周知されています。また、虐待が明白になった場合には、センター長を通して、関係機関に迅速に連絡・相談する体制になっています。

#### 2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

- 子どもと一緒に活動に参加する親子日や保護者勉強会は、それぞれの子どもの障害の状況や発達段階、保護者の理解の状況等に対応し、保護者のニーズを十分にふまえたテーマ設定となるよう努めています。
- 地域の幼稚園、保育所、学校等に保育所等訪問支援を行っています。地域の集団の中で子どもの状況を把握し、関係機関と連携を図りながら子どもの自立生活へ向けた支援を行っています。また、保護者ともその情報を共有し、療育や相談に活かしています。
- 初診の前に、相談課による面接相談を実施し、ソーシャルワーカーが、保護者の気持ちの緩和や療育センターの理解を進めるなど、診察がスムーズに進められるように工夫しています。
- 医師の指示書に応じて、一人一人の子どもにとって必要とされる訓練指導等の頻度や期間を確保するように配慮しています。ただし、保護者からは、頻度や時間を増やす希望がアンケートや相談からうかがわれる為、保護者の気持ちを受け止めながら、訓練の必要性和効果を説明し、保護者が納得して訓練に臨めるようさらなる配慮が望まれます。
- 毎年、クラス編成会議を実施し、子どもの障害や発達の状況、年齢等に応じて、通園利用児の人数や頻度を考慮し、クラス編成等を工夫しています。クラスは、子どもの状態や保護者のニーズに応じて、週に5日のクラスだけでなく、2-3日あるいは1日の場合もあります。
- 個別支援計画は、全体の支援計画をもとに、前・後期の2回作成し、一人一人の子どもとその家族の状況やニーズに応じた適切な内容であり、半年ごとに課題解決のための目標を定め、後期には、継続のための展望を記載しています。個別支援計画の内容については、子どもと家族の状況を考慮し、保護者と十分に話し合ったうえで、了解を得ています。
- 職員は保護者の希望や気持ち等に配慮し、療育や診療時に相談、質問を随時受けています。家族の精神的、心理的な状況、健康状態等へ配慮し、発語の遅れや、就学や幼稚園での生活に対する保護者の不安を受け止め、展望を示し、安心を提供するように努めています。
- 就学時等の申し送り資料として、保護者と学校とのコミュニケーションツールとなる「サポートブック」を保護者が作成できるように、勉強会の開催や相談を受けています。

#### 3.サービスマネジメ

- 外来カンファレンスを実施し、専門スタッフが各個別療法、相談をとおして、子



## ントシステムの確立

どもの家庭や地域における生活状況、保護者のニーズなどを把握し、個別個人票（スコア）に記録しています。

- ・苦情解決制度が整備され、通年療育利用開始時の第三者委員や横浜市福祉調整委員会等の紹介チラシを施設内に掲示する等して保護者に周知しています。
- ・センターの利用開始にあたって、初診の前にソーシャルワーカーが保護者にセンターの理念や基本方針、支援の内容、利用に伴う費用等を正確に説明しています。
- ・利用者に関する情報は個人票に記載し、他部門の職員も必要に応じていつでも適切に活用できる状況にあります。
- ・アクシデント・インシデント記録を記入し、職員間で情報を共有できるようにしています。記録には、けが・事故などのほか、保護者への情報伝達漏れ、個人情報記録のしまい忘れなどの事務处理的な内容も含まれています。
- ・けが・急病に対しての処置・対応マニュアルを定め、全体会議などで職員に周知しています。
- ・不審者対応マニュアルを作成し、その中に、不審者が侵入した場合の緊急通報体制を定めています。
- ・給食業務・清掃業務は外部業者に委託しています。それぞれの委託先が衛生管理マニュアルなどを作成し、センターの管理課がその内容をチェックしています。
- ・感染症に関するマニュアルを作成し、全体会議などで職員に周知しています。感染症の疑いが生じた場合の対応や感染症が発生した場合の登園停止などの基準を定め、保護者に伝えています。
- ・保護者会の要望書は、部門会議で取り上げ、すぐに改善できる場合は対処し、内容により長期的に計画を立てる場合など、適宜対応しています。
- ・通園の給食は、調理は外部に委託していますが、常勤の管理栄養士が子どもの状況、年齢、嗜好、アレルギー等を考慮して献立を作成しています。また、摂食能力に障がいのある子どもについては、必要に応じて作業療法士が摂食能力を評価し、適切な食形態を用意しています。
- ・既往症についての情報は、新入園時に保護者から健康状態についての質問紙を収集し、個別にファイリングしてあり、職員間で共有化しています。
- ・排泄の介助が必要な子どもには、一人一人の排泄のリズム等をとらえて、定時に声かけをするなど、適切な支援を行っています。
- ・医療的ケアが必要な子どもの情報や服薬に関する情報を職員間で共有化し、必要に応じて、診療部門の専門職種が関わるなど、発作等に速やかに対応できる体制を整えています。
- ・契約の際には、重要事項や契約書の内容について、ソーシャルワーカーが事前に説明するなど、事務手続が正確かつ効率的に行われよう努めています。
- ・通園部門では、避難訓練を毎月行っています。そのうち年2回は、全職員による災害発生時の外来利用者への対応・避難誘導訓練を行っています。また、隣接する横浜市立黒須田小学校と合同避難訓練を行っています。

## 4.地域との交流・連携

- ・幼稚園・保育所への巡回相談については、希望する園の訪問日の日程調整を行い、年度の前期・後期に各1回、年2回の巡回相談を実施しています。
- ・幼稚園・保育所からの研修依頼に応じています。研修を希望する園の要望にそった内容の研修を実施しています。又、センター主催の幼稚園・保育所職員に向けた「保育セミナー」を毎年行っています。昨年度からは開催時間を夜間に設定し、より出席しやすい工夫が好評を得ています。
- ・学校訪問による技術支援を行っています。訪問する学校には、事前に「コンサルテーションを受けられる先生へ」と題し「児童対応、環境設定等について工夫を話し合いましょう」との案内を送付し、学校教職員と共に支援の必要な子どもを支える姿勢で訪問事業を実施しています。
- ・地域訓練会とは、研修内容や頻度についての話し合いを持ち、要望に応じた研修

	<p>を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青葉区福祉保健センターとの共同事業である療育相談を実施しています。</li> <li>・実習生の受け入れに際しては事前にオリエンテーションを設け、実習生の目的を聞き取り、希望する実習が可能かどうかの判断をした上で、実習プログラムを設定しています。</li> <li>・研修生は主に、保育士、及び、理学療法士・作業療法士、社会福祉士を受け入れています。</li> <li>・ボランティアについては、「療育の手伝い」「きょうだい児の預かり」「教材作り」の募集を常時しています。</li> <li>・地域の関係機関との情報交換の場として、年2回開催するセンターの「運営協議会」があります。会議は、センターの運営及び青葉区の障がい児療育の推進について協議することを目的としています。</li> </ul>
<p><b>5.運営上の透明性の確保と継続性</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページは、「初めての相談」から「ご利用の流れ」と、わかりやすい構成でセンターを紹介しています。写真を多く用い、カラフルな画面で、センターでの一日の流れ・支援プログラムの教材紹介・給食の食形態等をきめ細かくとりあげています。</li> <li>・倫理綱領として、「1. 生命の尊厳 2. 個人の尊厳 3. 人権の擁護 4. 社会への参加 5. 専門的な支援」を定め、入職時に職員に伝えています。職員はセンター長あてに誓約書を提出しています。（誓約書は、委託業者職員、実習生、研修生、ボランティアも提出しています。）また、全体会議などで、定期的に全職員に周知しています。</li> <li>・法人として、個人情報の保護に関する基本規則を定めており、個人情報保護対策委員会にて、適宜、見直しを行っています。</li> <li>・個人情報の取り扱いについて、重要事項説明書中に記載しているほか、概要を掲示板に掲示し、保護者に周知しています。</li> <li>・電気使用に関して、オンデマンドシステム（設定した電力量を超過そうになると警報表示が出る）を導入し、省エネルギーに努めています。</li> <li>・センター利用者に関わる重要な事項について、通園保護者会で説明し、意見交換しています。また、診療課ではアンケートを実施し、利用者の要望・意見などを聞いています。</li> <li>・通園部門主任は、クラスに入り状況を観察したり、クラス日誌を読んだりして、個々の職員の業務状況を把握しています。診療部門では、職種別のミーティングに主任が参加しています。</li> <li>・センター長は、年度初めの全体会議で、年度事業計画や今後の見通しなどを説明しています。また、各種会議で職員と意見交換しているほか、年1回、一人一人の職員と面談しています。</li> <li>・センターの利用申し込み状況などを毎月確認しています。診療部門の職員増員や、月1回、土曜日に診療日を設ける工夫などにより、従来3ヶ月程度あった初診待ちの期間を2ヶ月未満に短縮しました。</li> <li>・保護者相談継続や初診を待っている児童や保護者などを対象とした「あおばであそぼ」（自由遊びの場と相談の場）を、土曜診療日に開催しています。</li> </ul>
<p><b>6.職員の資質向上の促進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営法人の社会福祉法人十愛療育会が、「求める人材像」として4項目を掲げています。それに基づき、通園部門、診療部門など、それぞれで人材育成計画を策定しています。</li> <li>・センター全体研修会や、職種・部門に応じたユニット研修などがあり、対象の職員が必ず受講できるように、開催時間などを考慮しています。</li> <li>・外部研修に参加した職員は、研修報告を作成し、資料とともに関係職員に回覧し情報を共有できるようにしています。また、必要に応じ、研修内容を伝える講習</li> </ul>

を開いています。

- 通園部門では、各クラスの日中活動の工夫などを話し合う機会を設けています。診療部門では、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が集まり、症例検討会を開いています。他の地域療育センターを職員が訪問し、そこで得た良い取り組みの事例などを勉強会で取り上げて検討しています。
- 今年度より、新しい人事考課制度を発足させています。人事考課シートに、法人共通項目や職種別項目として、達成すべき内容を記載しています。職員自身の達成度評価、上司の評価を定期的に行っています。
- 子どもへの支援、保護者との対応など、現場の職員に任せるようにしています。判断に迷ったときなど、上司に相談し助言を得られる体制を整えています。職員には、「報・連・相」（報告、連絡、相談）を意識するよう指導しています。